

## 第29回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年11月10日(木) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
22番	林	節子
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(3人)

11番	中邑	照司
12番	杉尾	正
23番	山本	忠男

## 5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業委員の辞任の申し出について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 現況地目等の照会について

報告 第4号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第29回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、11番 中邑 照司 委員、12番 杉尾 正 委員、23番 山本 忠男 委員、より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 上野 政之 委員、10番 城 俊治 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。それでは議事に入ります。

事務局

議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1番から2番の2件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は大字小周防の方で、譲受人は室積の方です。また、申請のあった土地は、大字小周防地内にある農地で、光市役所周防出張所から南約400mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は畑、面積が67㎡の自作地です。ここを転用し、住宅への進入路を拡張したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、公共施設から近距離にある農地で農地法施行規則第45条第2号に該当することとなるため「第2種農地」と考えます。また、「転用の目的」については、住宅への進入路を拡張するものであり、適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を活用することです。貯金残高から資力は十分にあることを確認しておりますの

で、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係もなく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、年内には完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当しないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」については、既存進入路との一体利用となるため、確実であると考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、本件は、汚水等の発生もなく、日照・通風を阻害するような建物の建設もないため、問題ないものと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田 等 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

15番 今事務局から説明がありましたとおりで、地区担当としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして番号の2番をご説明いたします。

別紙「位置図」の第5条の番号2をお開きください。  
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

譲渡人は大字塩田の方で、譲受人は山口市の方です。また申請のあった土地は大字塩田地内にあり、光市役所大和支所から北東約4kmに位置する農地で、付近は別紙「位置図」のとおりでございます。

申請地は2筆あり隣接しております。196㎡の田と623㎡の畑で合計819㎡の自作地となっております。ここを転用し、隣接地で開店予定の飲食店兼住居用の駐車場を確保したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていないおおむね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、第1種にも第3種にも該当しない農地であるため「第2種農地」と考えます。また、転用の目的は駐車場の確保ということであり、「転用目的」についても問題ないと考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、信用金庫及び金融公庫からの融資によるとのことです。添付書類として融資証明書の提出もあり適当と考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当しないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」については、一体利用元となる店舗併用住宅敷地、家屋ともに、申請人が取得する予定となっており、問題なく利用可能であるものと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、隣接する店舗の事業内容や申請地の事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、申請地内については、建物の建築はなく汚水の発生もないため、周辺農地の日照・通風等への支障はないものと考えております。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の埜田 定 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 埜田委員、補足説明をお願いします。

4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第 1 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 2 号「農業委員の辞任の申出について」です。

議長 ここで当事者であります 林 節子 委員には会場から退席をお願いしたいと思います。

(2 2 番林委員退席)

事務局から説明をお願いします。

事務局 読み上げます。

農業委員 林 節子 氏 から、平成 28 年 11 月 13 日付をもって辞任する旨の申出があり、旧農業委員会等に関する法律第 16 条の規定に基づき農業委員会の同意を求める。ということで、旧農業委員会等に関する法律第 16 条において「委員又は会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」となっております。

以上承認を求めるものでございます。

議長 議案第 2 号について質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 御異議がないようですので採決に入ります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。ここで林委員には再度入場していただきます。

(22番林委員着席)

議長 林委員に、議案第2号の審議結果についてご報告します。議案第2号については承認されました。

事務局 続きまして報告事項ですが、報告第1号から第4号まで一括御報告いたします。議案の1、2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、番号1番から3番の3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第3号「現況地目等の照会について」です。

これは「山口地方裁判所周南支部競売係」からの照会によるもので、該当する土地の現況についての調査です。

照会の件数は1件で、内容については記載のとおりでありその旨回答いたしました。

報告第4号「非農地証明について」です。  
証明願の件数は、番号1番から2番の2件でございました。  
内容については記載のとおりでございます。

1番については5条許可済みであり、2番については地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名の計4名で現地調査を行った結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

以上、ご報告いたします。

議長 只今の報告第1号から4号について、質問、意見等がございましたら  
お願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたく存じます。

以上で第29回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年11月10日開催の第29回光市農業委員会総会の議事録である。

平成28年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印